

ひとりで悩まずにお気軽にご相談ください

周防大島町では、家庭における健全な児童の養育その他家庭児童福祉の向上を図るため、平成24年4月より福祉事務所（福祉課）内に家庭児童相談室を設置し、児童の養育など家庭内のさまざまな問題について、家庭相談員が相談に応じ、必要な情報の提供や支援を行っています。

また、ひとり親家庭等に対し総合的な自立支援を行うため、母子・父子自立支援員による相談もお受けしています。

家庭児童相談（家庭相談員の相談支援内容）

0歳から18歳までの子どもさんに関する心配ごとについて、家庭相談員が相談に応じています。

こんな問題を抱えていませんか？

- 生活・情緒・生活習慣などの悩み
- ことばの遅れ、学習の遅れなど
- 学校、保育所（園）などの生活で困った態度、不登校など
- 乱暴、家出、夜遊びなどの非行の悩み
- 子どもとの関わり方がわからない、いらいらしてつい叩いてしまう等の養育上の悩み
- 家族関係の悩み

※子どもに関することなら、何でもご相談ください。

※必要に応じて児童相談所、教育委員会、健康増進課等と連携しています。

※ご本人ご家族からだけでなく学校、保育所（園）、近所のみなさまからのご相談にも応じています。

ひとり親家庭の相談（母子・父子自立支援員の相談支援内容）

ひとり親家庭の皆さんや寡婦の方が抱えている様々な悩みごとについて、母子・父子自立支援員が相談に応じ、問題解決のお手伝いやアドバイスを行います。

- 配偶者との死別、未婚、離婚などによるひとり親家庭の生活に関する相談全般
- 利用できる各種手当、制度に関する相談全般
- 子どもの高校・大学等の修学費用や父母の技能習得費用、その他貸付に関する相談
- 資格取得、職業訓練、就職活動に関する相談

※相談は無料で、個人の秘密は守られますので安心してご相談ください。

※訪問などで不在の場合もありますので、あらかじめ電話でご確認ください。電話や手紙などでも相談できます。

◆受付窓口および問い合わせ

福祉課（福祉事務所） ☎0820（77）5505

受付時間：平日 午前8時30分～午後5時15分

●障害者就労施設通所交通費助成事業 （継続）

就労訓練施設に通所されている障害者の方々に対し、交通費の助成をすることにより、経済的な負担を軽減するとともに就労意欲を促進します。

◆対象者

町から支給決定を受けて、就労移行支援事業所、就労継続支援事業所（A型、B型）に通所されている障害者の方

◆助成金額

○バス、電車を利用して通所している場合、運賃（障害者割引後）の2分の1を助成します。定期券を利用して通所している場合は、定期券購入料金（障害者割引後）の2分の1となります。

○自家用車を利用して通所している場合、1km当たり15円をかけた金額の2分の1を助成します。

○助成金の月額上限額は1万円となります。

◆申請の手続き

申請書により支給決定を受けた後、助成金請求書を翌月の10日までに福祉課または各総合支所・出張所に提出してください。なお、申請時および請求時には通所施設の証明が必要となります。詳しくはお問い合わせください。

◆問い合わせ 福祉課

☎0820（77）5505